

名寄市医療介護連携 I C T（ポラリスネットワーク）個人情報保護規程

（目的）

第 1 条 この規程は、名寄市が設置する名寄市医療介護連携 I C T（以下「ポラリスネットワーク」という。）で保有する個人情報の適切な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、ネットワークの適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）ポラリスネットワーク 市が構築し、管理運営する I T 技術を活用した医療介護連携のシステムをいう。
- （2）利用施設 ポラリスネットワークに参加し、加入者情報の共有ができる施設をいう。
- （3）加入者 ポラリスネットワークを利用してサービスを受けるための登録が完了している住民をいう。
- （4）事務局員 名寄市健康福祉部こども・高齢者支援室地域包括支援センター職員で業務に従事する者をいう。
- （5）施設職員 利用施設でポラリスネットワークの端末を操作する者をいう。
- （6）本人 個人情報から識別され、又は識別されることが出来る個人をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、あらゆる場面において個人情報の保護に努めなければならない。

（利用目的の特定）

第 4 条 市は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を特定するものとする。

（利用目的等の範囲）

第 5 条 市は、別表のとおり個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法を定めるものとする。

（利用目的以外の利用制限）

第 6 条 市は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて

個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対し協力する必要があるあって、利用目的を本人に通知することにより当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、適正な行政執行のため又は公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 市は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない。

(取得の制限)

第7条 市は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 市は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報は取得しないものとする。ただし、加入者、事務局員及び施設職員の生命又は身体の安全を守るために必要な事項については、この限りではない。

3 市は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

- (1) 加入者又は本人の同意があったとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明又は判断能力等の理由により、本人から取得することができないとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 市は、個人情報の利用目的を公表して取得した以外に個人情報を取得したときは、その利用目的を本人に通知するものとする。

2 前項の規定は、次の各号に該当するときは適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対

し、協力する必要があつて、利用目的を本人に通知することにより、当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の適正管理)

第9条 市は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ安全な状態に保管するものとする。

2 市は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止及び安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う事務局員に対し、必要かつ適正な監督を行うものとする。

4 市は、保存する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(利用及び提供の制限)

第10条 市は、ポラリスネットワーク事務の目的以外に個人情報を利用し、又は利用施設以外の者に提供してはならない。ただし、個人情報の利用又は提供が次の各号いずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命又は身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。

(4) 個人情報を、事務に必要な範囲で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるとき。

2 市は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 市は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（市の保有する個人情報を市及び利用施設以外の者が随時入手し得る状態にするものに限り、次項において「オンライン結合」という。）により、個人情報を提供することができる。その内容を変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。その内容を変更をしようとするときも同様と

する。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 前項に掲げるもののほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

(個人データの第三者提供)

第12条 市は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に基づくとき。

(2) 本人の生命又は身体の安全を守るために必要があると認められ、本人の同意を得ることが難しいとき。

(3) 公衆衛生の向上又は住民の健康増進のために特に必要があると認められ、本人の同意を得ることが難しいとき。

(4) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対し協力する必要があるあって、利用目的を本人に通知することにより当該事務の執行に支援を及ぼすおそれがあるとき。

2 市が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において当該個人データの提供を受ける者は、前項の第三者には該当しないものとする。

(保有個人データの開示)

第13条 市は、本人から当該本人に係る保有データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人データを保有していないときにそのことを知らせることを含む。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認し開示することができるものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができるものとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体財産及びその他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 市の事業の適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 他の法令等に違反するとき。

2 個人情報のうち、医療介護情報については開示できないものとする。ただし、名寄市情報公開・個人情報保護審査会で公表することが決定した個人情報についてはこの限り

ではない。

(個人情報訂正、追加及び削除当)

第14条 市は、個人情報の開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人情報の訂正、追加又は削除の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出者に対し、書面により通知するものとする。

2 市は、前条の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

3 個人情報のうち、医療介護情報については、訂正、追加及び削除等ができないものとする。ただし、情報元である利用施設から依頼を受けた場合はこの限りではない。

(個人情報保護管理者)

第15条 市は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を定め、市における個人情報の適正管理に必要な措置を講じさせるものとする。

2 管理者は、事務局の長である地域包括支援センター所長とする。

3 管理者は、市長の指示又は規程に基づき、適正管理対策の執行、事務局員に対する教育を行う責務を負うものとする。

4 管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

(苦情の処理)

第16条 市は、利用施設及び事務局員が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事務局員及び施設職員の義務)

第17条 事務局員及び施設職員は、業務に従事していた期間はもとより退職後においても、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

2 この規程に違反する事実又は違反するおそれのあることを発見した事務局員又は施設職員は、その内容を管理者に報告するものとする。

(罰則)

第18条 市は本規程に違反した施設職員の利用を停止及び所属施設に対し、脱会、権限の縮小を行うことがある。

2 故意又は、重大な過失により当市に損害を与えた場合は、法的措置を講じることがある。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

個人情報の種類	利用目的	提供方法
特定情報 （ポラリスネット ネットワーク加入申 込書記載情報）	・ 医療介護情報を本人のものであることを識別 ・ 事務手続等に係る加入者への連絡	・ ポラリスネット ネットワークによる 情報閲覧
医療介護情報	・ 加入者の検体検査情報、画像情報、処方・調 剤情報、日々のケア記録の履歴参照 ・ 加入者を軸にした医療介護連携に利用	